

6. 会社の組織再編

6-1. 組織再編と法規制

(1)組織再編の意義 会社法第5編（会社743以下）－組織変更（＋事業譲渡）

(2)規制の目的

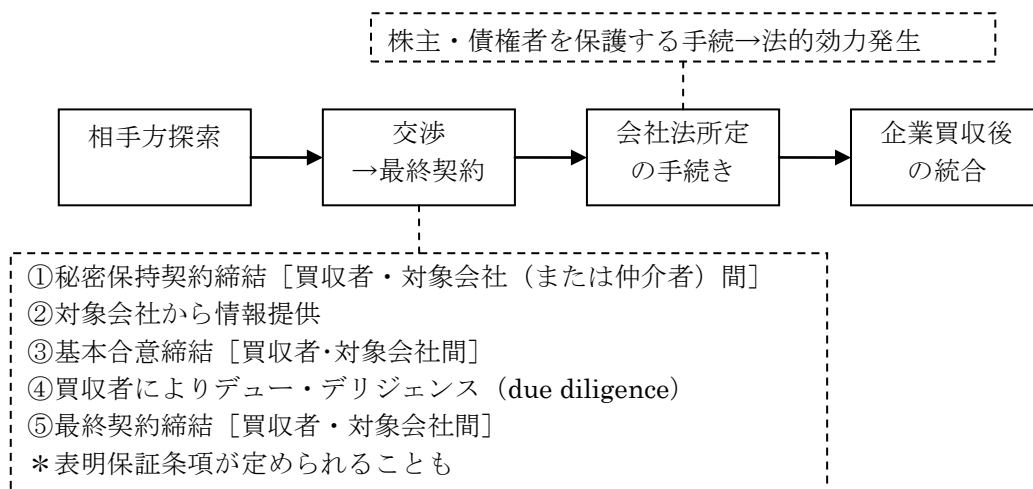
- ・組織再編を可能に
- ・株主保護
- ・会社債権者保護

(3)友好的買収

(a)思い出そう：友好的買収と組織再編

	対象会社自体またはその事業を取得	対象会社の株式を取得
敵対的買収・友好的買収両方		株式の取得
友好的買収のみ	事業譲渡 合併 会社分割	株式交換 株式移転

(b)友好的買収のプロセス



(c)デュー・デリジェンス (due diligence) と表明保証条項

事例 6-a 企業買収のリスク

A 製薬株式会社は、B 製薬株式会社を吸収合併することになった。B 製薬は将来性のある癌治療薬をすでに開発しており、その分野が手薄な A 製薬にとって、この合併は望ましいものに見えた。ところが、合併後、B 製薬が開発・販売していた糖尿病治療薬に大きな副作用があることが判明し、被害者の遺族から巨額の薬害訴訟が提起された。

*表明保証条項 (東京地判平 18・1・17 判時 1920-136)

: 対象会社の大株主などが、対象会社についての一定の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証

(d)企業買収後の統合

(4)組織再編の分類

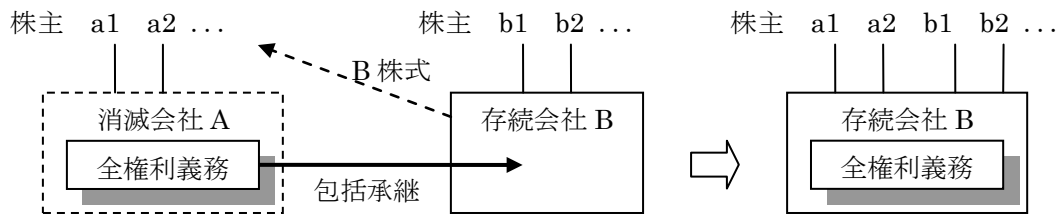
	承継型	新設型
合併	吸収合併 (会社 2②7)	新設合併 (会社 2②8)
(事業譲渡)	(右以外の場合)	(新に設立する会社に事業を現物出資する場合)
会社分割	吸収分割 (会社 2②9)	新設分割 (会社 2③0)
株式交換・株式移転	株式交換 (会社 2③1)	株式移転 (会社 2③2)

6-2. 合併

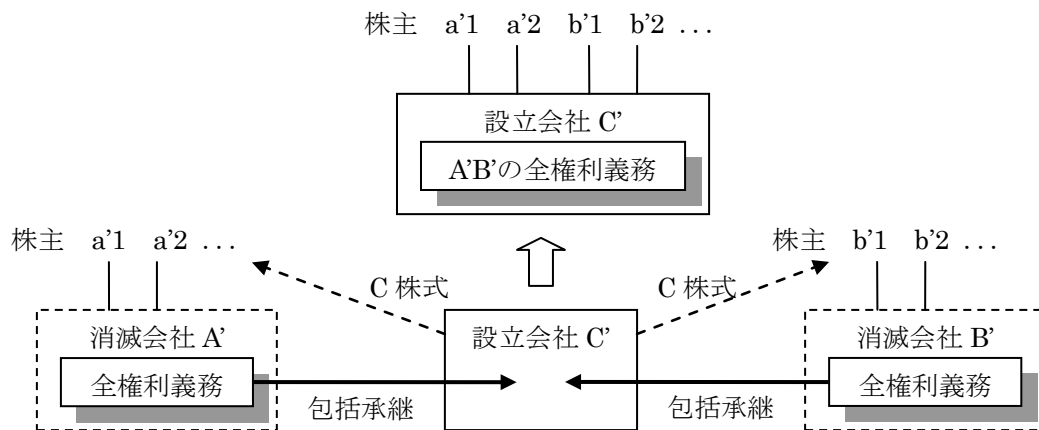
6-2-1. 意義等

(1)意義

・吸収合併（会社2②）



・新設合併（会社2③）



(2)法的効果

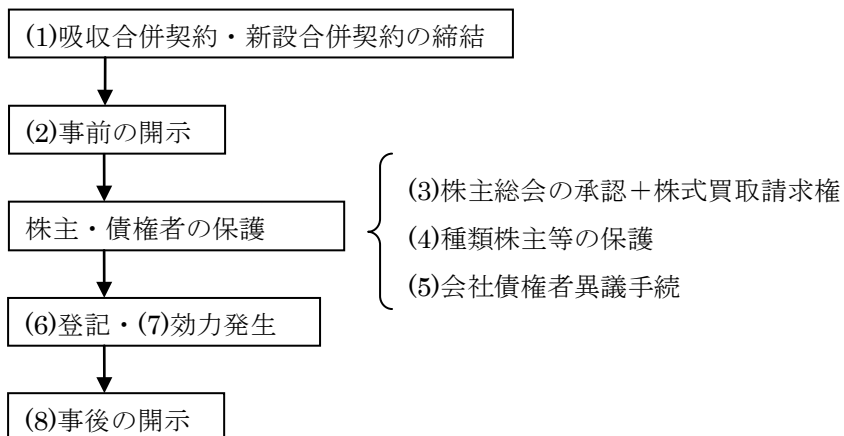
①A はどうなる？

②合併対価：通常は B 株式 but 例外あり (→6-2-4)

③承継されるものは？

(3)経済的機能

6-2-2. 手続の概要 [テキスト 9 章 3 節 2]



(1)吸収合併契約・新設合併契約の締結 (会社 748・749・753)

取締役会 (会社 362IV柱・416IV⑩参照)・代表取締役 (会社 349)

(2)事前の開示 (会社 782・794・803、会社則 182・191・204)

(3)株主総会の承認 (会社 783 I・795 I・804 I・309 II⑫)

株式買取請求権 (会社 785・786・797・798・806・807)

株式の評価 [テキスト 3 章 1 節 8]。詳細は「企業ファイナンス法」]

非上場会社=どのような方法で株式の価値を算定するか？
 配当等還元方式：将来リターンの現在価値の総額→理屈としてはこれが正しい
 類似業種比準方式等：従来裁判所がよく用いてきた方法

上場会社=市場の株価をそのまま使ってよい？

(4)種類株主等の保護 (会社 322 I ⑦・324 II ⑥・783 III-VI・795 IV・804 III-V)

(5)会社債権者異議手続（会社 789・799・810）：資本金の額の減少（4-3(2)(b)）と同様

(6)登記（会社 921-925）

(7)効力発生：吸収合併（会社 750 I）・新設合併（会社 754 I・814 I・49）

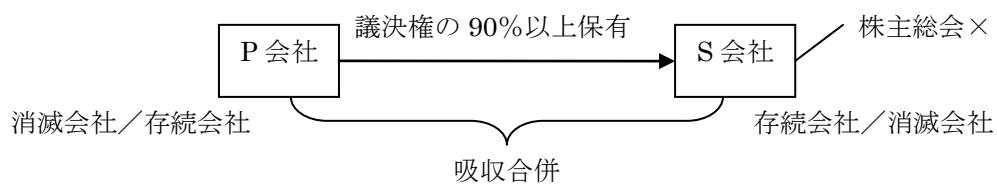
(8)事後の開示（会社 801・815、会社則 200・211・213）

(9)合併の無効（会社 828 I ⑦⑧）

無効事由：重大な手続違反、合併条件の不公正？（→6-2-4）

6-2-3. 略式合併と簡易合併

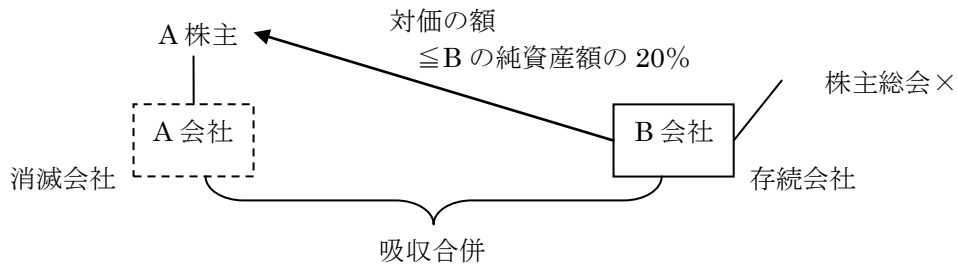
(1)略式合併（会社 784 I・796 I）



*株主総会の承認が行われない会社の株主の保護

=株式買取請求権（会社 785・786・797・798）+株主による差止め（会社 784 II・796 II）

(2)簡易合併（会社 796Ⅲ、会社則 196）

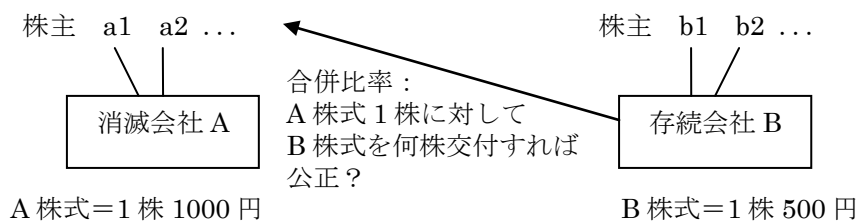


*株主総会の承認が行われない会社の株主の保護

=株式買取請求権（会社 797・798）+簡易合併への反対権（会社 796Ⅳ、会社則 197）

6-2-4. 合併条件・合併比率の公正と反対株主の保護

(1)合併条件・合併比率の意義



A 株式 1 株あたり B 株式を何株交付するのが公正？

異なる数の B 株式が交付されれば？

*公正な合併比率を定めるためにはそもそも何が必要？

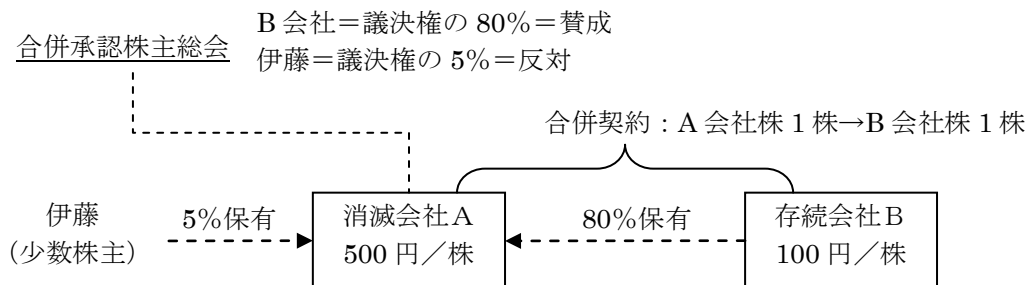
(2)合併比率の不公平からの救済

(a)株式買取請求権

(b)合併無効の訴え

事例 6-b 合併比率の著しい不正

B 株式会社は、A 株式会社の株式（および議決権。以下同じ）を 80%保有している。B 会社の株価は 1 株あたり 100 円ほどであるのに対し A 会社の株価は 1 株あたり 500 円ほどである。A 会社は B 会社に吸収合併されることになったが、合併契約では、A 会社株 1 株に対して B 会社株 1 株が交付されると定められた。A 会社株を 5 %保有する株主伊藤はこの合併条件に不満を持ち、合併契約を承認する A 会社の株主総会で反対したが、B 会社（A 会社の 80%株主）の賛成により、合併契約は承認されてしまった。



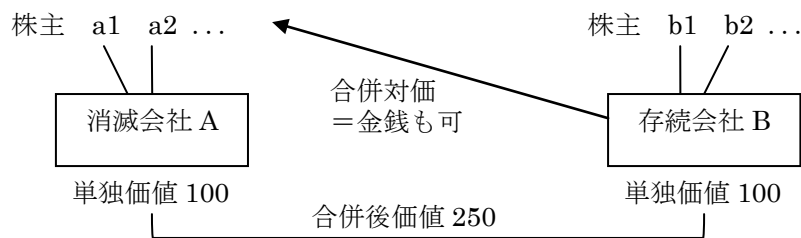
合併承認株主総会に取消事由（会社 831 I ③）＝合併の無効事由（→6-2-2(9)）

会社 831 I ③にあたらぬ場合は？：東京高判平 2・1・31 資料版商事 77-193

6-2-5. 合併対価の柔軟化

(1)意義 (会社 749 I ②参照)

(2)株主の締出し

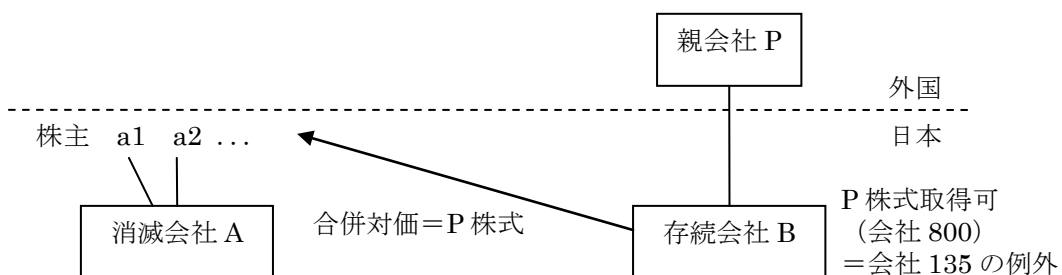


A 株主へのシナジーの分配

- 合併対価が B 株式の場合
- 合併対価が金銭の場合

* 株式買取請求権とシナジー (会社 785 I 参照)

(3)三角合併 (会社 749 I ②・800)

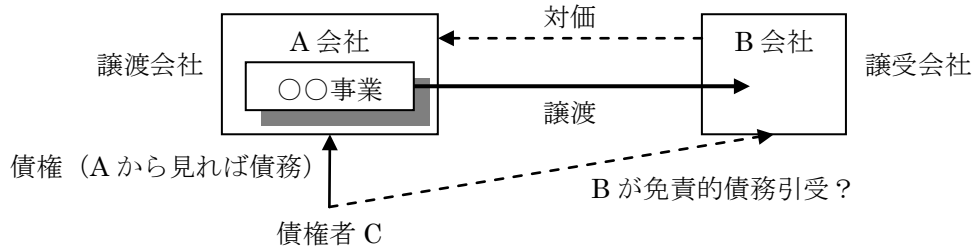


A 株主保護のための事前開示事項 (会社則 182IV②。特に柱書括弧書)

6-3. 事業譲渡

6-3-1. 意義等

(1) 意義



(2) 法的効果

① A はどうなる？

② 事業譲渡の対価

③ 承継されるものは？

(3) 経済的機能

譲渡会社：事業の分離（特定部門の独立・売却、不採算部門の分離等々）

譲受会社：他社の事業の買収

6-3-2. 手続の概要

(1) 手続

取締役会決議（会社 362IV①）

株主総会の特別決議（会社 467 I ・ 309 II ⑩） + 株式買取請求権（会社 469 ・ 470）

① 事業の全部の譲渡（会社 467 I ①）

② 事業の重要な一部の譲渡（会社 467 I ②）

but 譲渡資産 ≤ A の総資産額の 20%（同括弧）

③他の会社の事業全部の譲受け（会社 467 I ③）

事業譲渡・譲受けの略式手続、事業譲受けの簡易手続 [テキスト 9 章 4 節 2(3)・4(1)]

事業譲渡・譲受けの略式手続（会社 468 I・469 I）

事業譲受けの簡易手続（会社 468 II III・469 I、会社則 137）

(2)会社 467 にいう事業譲渡の意義

事例 6-c 特別決議が必要な事業譲渡

A 株式会社は、水ようかん製造・卸売部門と汁粉製造・卸売部門を有している。A 会社は、このうち、汁粉製造・卸売部門を B 会社に譲り渡すことにした。A 会社は汁粉の製造施設一式のほか、製造ノウハウを B 会社に移転させるが、原材料の仕入先や汁粉の得意先（卸売先）自体は B 会社が今後独自に開拓する予定である。

最大判昭 40・9・22 民集 19-6-1600

「商法二四五条一項一号 [会社法 467 条 1 項 1 号 2 号] によって特別決議を経ることを必要とする営業 [事業。以下いちいち記さない] の譲渡とは、同法二四条以下 [会社法 21 条以下] にいう営業の譲渡と同一意義であって、営業そのものの全部または重要な一部を譲渡すること、詳言すれば、一定の営業目的のため組織化され、有機的一体として機能する財産（得意先関係等の経済的価値のある事実関係を含む。）の全部または重要な一部を譲渡し、これによって、譲渡会社はその財産によって営んでいた営業的活動の全部または重要な一部を譲受人に受け継がせ、譲渡会社はその譲渡の限度に応じ法律上当然に同法二五条 [会社法 21 条] に定める競業避止義務を負う結果を伴うものをいうものと解するのが相当である。」

①会社 467 I ①②にいう「事業譲渡」と会社 21 以下にいう「事業譲渡」

②会社 467 I ①②にいう事業譲渡の意義

有力説：

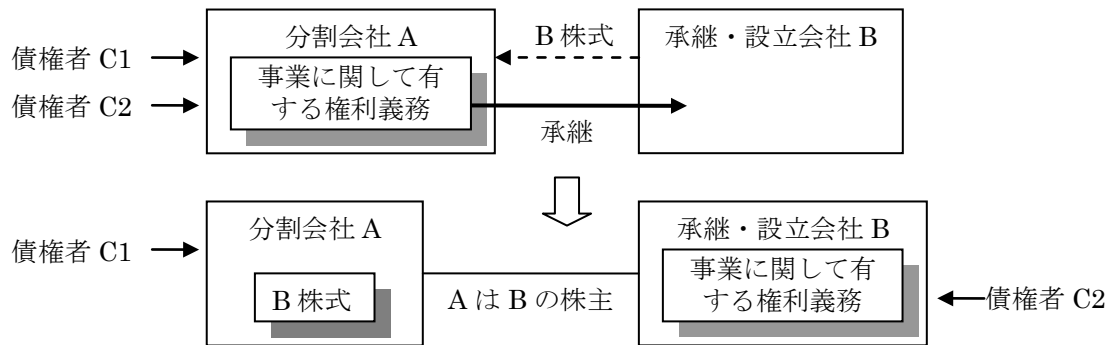
①会社 467 I ①②にいう「事業譲渡」と会社 21 以下にいう「事業譲渡」

②会社 467 I ①②にいう事業譲渡の意義

6-4. 会社分割

6-4-1. 意義等

(1)意義



吸収分割（会社 2 ㉑） B=承継会社 / 新設分割（会社 2 ㉒） B=設立会社

(2)法的効果

①A はどうなる？

②分割対価：通常は B 株式 but 例外あり（合併 [6-2-5] と同様）

③承継されるものは？

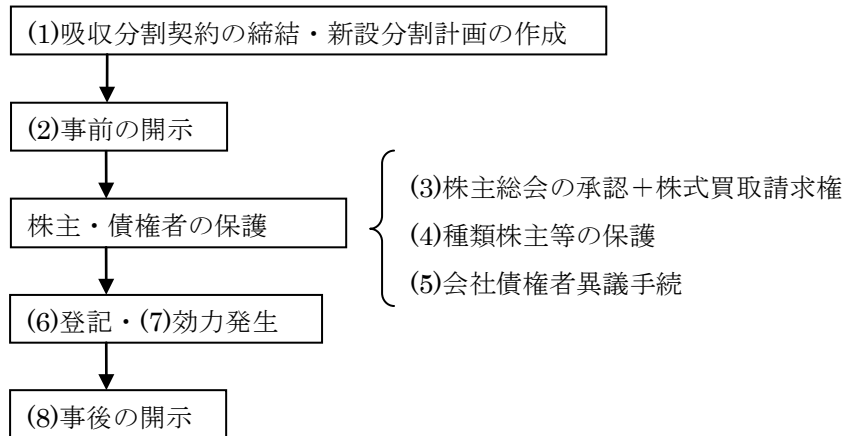
(3)経済的機能

会社分割と事業譲渡 [テキスト Column9-34]

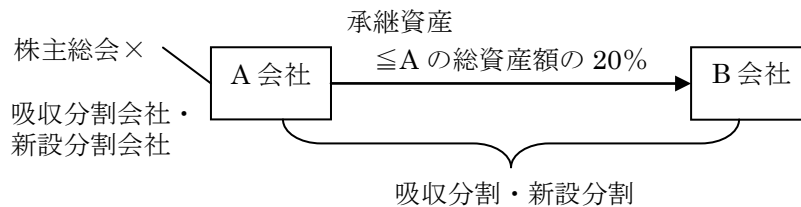
相手方会社の株式を対価として事業譲渡をしても（つまり、相手方会社に事業を現物出資 [相手方会社が既存の会社なら募集株式の発行の際の現物出資 / 新たに設立される会社なら設立の際の現物出資] しても）、会社分割と同様の結果は得られる —なぜ会社分割制度が創設された？

- ・債権者の同意を得ない免責的債務引受けを可能に
- ・検査役調査（会社 33・207）を不要に

6-4-2. 手続の概要



(1)分割会社側の簡易分割（会社 784Ⅲ・805、会社則 187・207）



(2)会社債権者保護についての問題 [テキスト 9 章 3 節 2 6 (3)(b)(d)]

分割後も分割会社に全額を請求できる債権者（会社 789 I ②・810 I ②）

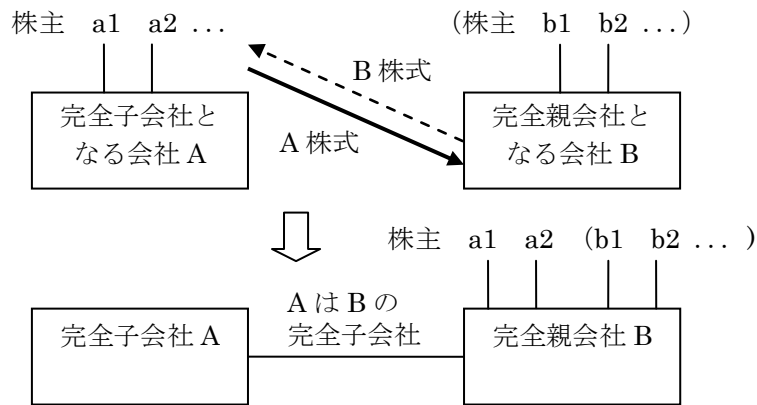
but テキスト図表 9-14

(3)会社分割と労働者 [テキスト Column9-25]

6-5. 株式交換・株式移転

6-5-1. 意義等

(1)意義 (会社2 ①②)



*会社法の用語：A=株式交換完全子会社・株式移転完全子会社
 B=株式交換完全子会社・株式移転設立完全親会社

株式交換 (会社2 ①) / 株式移転 (会社2 ②)

(2)法的効果

①A はどうなる？

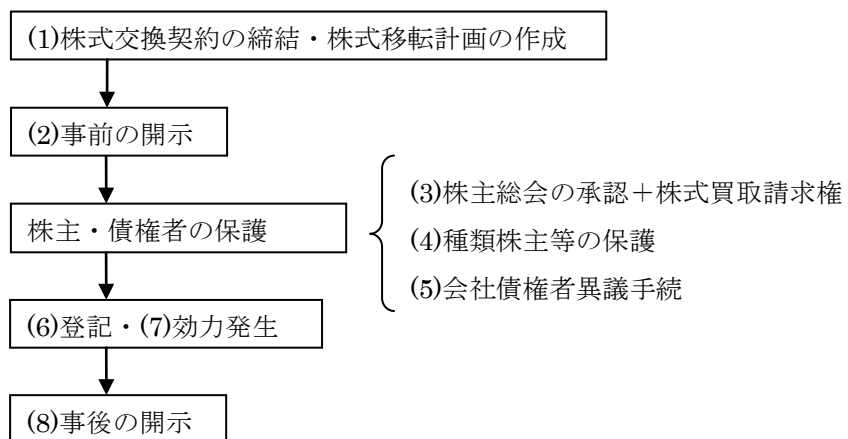
②株式交換対価・株式移転対価：通常は B 株式 but 例外あり (合併 [6-2-5] と同様)

③承継されるものは？

(3)経済的機能

持株会社 (独禁 9 参照) = 他社の株式を保有し支配することを主な目的とする会社
 このうち自らは事業をしないもの = 純粋持株会社

6-5-2. 手続の概要



*会社債権者異議手続が必要な場合 [テキスト 9 章 3 節 2 6 (4)]